

エコプラザ西東京施設使用料について

環境の保全と循環型社会の形成につながる活動を普及させるとともに、これらの活動を支援し、環境学習の場を提供するための施設である（平成20年6月開館）。

1 施設概要

所在地：西東京市泉町3丁目12番35号
敷地面積：3,229.01 m²
建築面積：1,010.00 m²
延床面積：1,380.82 m²
建物構造：鉄骨造・地上2階（一部平屋）

2 施設内容・設備

プラザ棟1	1階	講座室1、講座室2、事務室、倉庫等
	2階	環境学習コーナー、事務室等
プラザ棟2	1階	多目的スペース、実習室、展示スペース、受付等
その他設備		利用者用駐車場（5台）、雨水貯留槽、無水式小便器、太陽光発電ガラス、屋上緑化、光触媒部材屋根、LED照明、コージェネレーションシステム、GHP式空調システム

3 有料施設の用途と使用料

(円)

施設名	m ²	用途	区分	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 17時30分～ 21時30分	全日 9時～ 21時30分
多目的スペース (実習室を利用)	175	展示・講演会等	登録団体	900	1,200	1,200	3,000
			登録団体以外	1,500	2,000	2,000	5,500
多目的スペース	161	展示・講演会等	登録団体	800	1,100	1,100	2,700
			登録団体以外	1,350	1,800	1,800	4,950
講座室1	53	軽作業、会議等	登録団体	250	300	300	800
			登録団体以外	400	550	550	1,500
講座室2	48	軽作業、会議等	登録団体	250	300	300	800
			登録団体以外	400	550	550	1,500

利用時間：午前9時から午後9時30分まで（休館日：毎月第3月曜日、12月29日～1月3日）
平成26年10月より本来目的以外の団体への貸出（一般利用）を実施している。使用料は「登録団体以外」と同額である。

4 令和元年度利用状況

有料施設を利用できるものの範囲は、環境の保全及び循環型社会の形成につながる活動をする団体等としている。

施設名	利用可能件数 (件)	利用件数 (件)	利用人数 (人)	利用率 (%)
多目的スペース	957	650	7,503	67.9
(実習室利用あり)		(68)	(780)	(7.1)
(実習室利用なし)		(582)	(6,723)	(60.8)
講座室1	957	362	3,342	37.8
講座室2	957	342	2,806	35.7
合計	2,871	1,354	13,651	47.2

※利用率＝利用件数／利用可能件数×100

※一般利用の多目的スペースの41件1,140人、講座室1の67件325人及び講座室2の16件106人を含む。なお、用途は、会議、学習会、研修、説明会などで利用されている。

5 利用率の向上に向けた取組

エコプラザ西東京条例（以下「条例」という。）では、有料施設を利用できるものの範囲を、「環境の保全及び循環型社会の形成につながる活動をする市内の団体」などと定めているが、平成26年10月より利用率の向上などを目的として、多目的スペースを対象に、設置目的に沿った利用以外への貸出（一般利用）を試行的に行ってきた。また、平成31年4月1日より、一般利用に関する要綱を策定し、対象範囲を講座室1・2まで拡大した。

これまでの一般利用の試行実施を踏まえ、引き続き一定の利用が見込まれることから改めて条例で位置付ける。

▶ 条例における利用区分

一般利用を条例に位置付けるにあたり、条例別表における利用区分を整理する必要がある。

そのため、環境の保全及び循環型社会の形成につながる活動を行う団体を「環境団体」、一般利用を含めた登録団体以外の区分を「その他団体」と整理し、「登録団体以外」の区分は廃止することとし、現行の条例の利用区分である「登録団体」「登録団体以外」から、設置目的に沿った利用を行う「環境団体」と、「その他団体」とで整理する。

<現行>

区分	根拠	利用者
登録団体	条例	環境の保全及び循環型社会の形成につながる活動を行う団体
登録団体以外	条例	環境の保全及び循環型社会の形成につながる活動を行う個人または団体
一般利用	要綱	上記以外の目的で、地域住民の相互交流及び自主活動を目的とする団体

<改定案>

区分	根拠	利用者
環境団体	条例	環境の保全及び循環型社会の形成につながる活動を行う団体
その他団体	条例	上記以外の目的で、地域住民の相互交流及び自主活動を目的とする団体

6 使用料設定の考え方

「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和元年度改定版）」（以下、「基本方針」という。）に基づき、使用料の算定を行い、受益者負担の適正化を図るものである。

基本方針に基づく受益者負担割合の区分については、講座室・多目的スペースともに、「民間事業者によるサービス提供が少なく、市民が多様な目的で利用できるサービス」に分類され、設置目的に沿った活動を行う団体（環境団体）が利用する場合は 50%、本来目的以外（その他団体）で利用する場合は 70%である。

資料 6 「エコプラザ西東京使用料原価計算書（令和元年度決算）」のとおり原価計算を行い、各施設使用料の 1 時間当たり原価は、資料 7 「エコプラザ西東京使用料算出表」のとおり算出された。

▶ 「環境団体」区分の使用料改定

現行の区分における使用料は、適正価格よりも低廉な料金で設定されている。

今回の改定では、適正な受益者負担割合を目指すのが、基本方針における激変緩和上限である 1.5 倍を加味し、使用料を設定する。

▶ 「その他団体」区分の新設

「その他団体」区分については、本来目的以外で利用する場合に該当するため、適正な受益者負担割合は 70%である。

しかしながら、これまでは「登録団体以外」の区分の使用料と同額を徴収していることから、「登録団体以外」の使用料をもとに、激変緩和上限である 1.5 倍を加味し、使用料を設定する。

▶ 消費税率改定の影響

昨年 10 月に施行した消費税率改定による原価への影響については、大きく見られることはなかった。

7 近隣自治体類似施設の使用料

資料 8 のとおり、近隣自治体の類似施設の使用料と比較すると、改定後の料金設定は同等もしくは、比較的低廉なものとなっている。また、平成 28 年度の定期見直しの時点から、目黒区、板橋区、中央区及び練馬区の施設については、使用料を改正し値上げしている。

8 施設使用料の改定について

以上のことから、基本方針に基づき、使用料に係るサービスの原価計算を行い、受益者負担区分に基づく適正価格を算出し、市内類似施設及び近隣自治体類似施設の状況等を踏まえた結果、以下のように料金を改定すること、また、空室の有効活用を目的とした一般利用の区分を新設することは妥当と考える。

【改定案】

施設名	m ²	用途	区分	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 17時30分～ 21時30分	全日 9時～ 21時30分
多目的スペース (実習室を利用)	175	展示・講 演会等	環境団体	1,350	1,800	1,800	4,500
			その他団 体	2,100	2,800	2,800	7,700
多目的スペース	161	展示・講 演会等	環境団体	1,200	1,600	1,600	4,050
			その他団 体	1,950	2,600	2,600	7,150
講座室 1	53	軽作業、 会議等	環境団体	300	400	400	1,100
			その他団 体	600	800	800	2,200
講座室 2	48	軽作業、 会議等	環境団体	300	400	400	1,100
			その他団 体	600	800	800	2200